

# 令和3年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後3時30分から午後4時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)

会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

## (1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第10回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。2番 高見委員、3番 船越委員に議事録署名人をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日の欠席委員はございません。全員出席でございます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第10回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議長 それでは倉吉市農家相談会が1件あるようでございますので、代表の方の報告をお願いします。

14番 はい、14番 松本です。1件農家相談がありました。〇〇の方で、親子で来られました〇〇さんという方で、内容は今の時代にまだあるんかというような、要は田んぼの畦の境界についてでした。で、片方が畦が例えば1メートルあるとしたら、どんどん削られて畦がなくなってしまったと。で、はっきりと境界をこの際しておきたいという相談でした。はっきりするにはやっぱりお金がいりますよと。いわゆる司法書士とか、土地家屋調査士とかそういう専門家を頼まなければいけない。数万円いりますよと、お金を出すのは嫌だと。だったら改良区、ここはどこでしたかいなということで聞いたら、〇〇改良区だと。とりあえずそこに相談されるか、最寄りの〇〇さんっていう、ちょっと相談されたらいいんじゃないかなということで丁寧に説明しましたので、高齢者ですので。納得してなんか胸のつかえが取れたと言って帰られた、こういう状況でした。以上です。

議 長 ありがとうございます。適切な指導だと思います。改良区におりますとよ

くこういう例が何件かありまして、杭が勝手に動くんだと、最大で1メートル動いているところもあります。まあそれは改良区の図面に従って測ればすぐ分かることなので、金かけんでも改良区の方で善処してくれるのではないかと思いますので。メーター数を書いた図面がありますので、見ながら現地で測れば自ずから境界が出てきますのでもし福井委員のところに要請があればそのように伝えてあげて下さい。はい、どうもありがとうございました。

## (5) 議 事

議 長

続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページから4ページのとおり9件の申請がございましたが、番号2につきましては取り下げとなりました。番号1と番号3、番号7は売買による所有権移転でございます。番号4、5、6、8、9は贈与による所有権移転でございます。下限面積につきましては備考欄に記載のとおりでございます。番号7につきましては空家に付随する農地で、下限面積は0.01アールでございます。いずれも許可要件を満たしていると考えております。

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請でございます。6ページのとおり1件の申請がございました。〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案8ページのとおり5件の申請がございました。番号1は〇〇〇地内における太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので第3種農地に該当し原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域の近隣商業地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地で原則許可でございます。番号4は〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。都市計画用途地域第1種住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地に該当し原則許可でございます。番号5は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。

続いて議案第59号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。10ページのとおり、2件の申請が出ております。いずれも20年以上の非農地状態が認められる事案でございます。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。13ページから35ページのとおり64件の利用権設定の申し出がございました。

議案第61号 農用地利用配分計画につきましては42ページのとおり4件の協議がございました。本日の議案は以上でございます。

## 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

はい、それでは議案第56号 農地法第3条の規定による許可の申請について皆さんにお諮りいたします。質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようですので、只今の議案第56号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので議案第56号は承認といたします。

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります山田委員、西谷委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して西谷委員より報告をお願いします。

西谷推進委員 はい、推進委員の西谷が報告致します。現場に着きまして写真を見ながら農地を確認致しました。いずれにしましても第3種農地ということで、何も問題はないという結論に至りましたことを報告致します。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましても先程と同様本日午前10時30分より同メンバーで現地調査に行っておりますので、続いて西谷委員より報告をお願いします。

西谷推進委員 推進委員の西谷が報告をいたします。1番の太陽光発電でございますが2反の面積を要するというので、これは隣地の同意がいるんかいな、取れとるんかいなという質問もあったりして、それも全部クリアしとるということでございます。6名が何ら問題はないんじゃないかということで、1番から5番までの許可申請をよろしく申し上げます。

議 長 はい、只今説明がございました議案に対する質疑を求めます。ありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第59号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第59号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても先程と同様現地の調査に行っておりますので西谷委員に報告をお願いします。

西谷推進委員 報告します。道のないようなとんでもないところを見に行くということでございますが、いずれにしましても写真を見ながらということであの辺だあでっちなことで、許可ではないかなということでご報告申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 はい、只今報告ございました。実際に車が入らないところも2番の山林についてはあり、1番は堤防の下の方で以前から宅地状態で私も確認しておりましたので、今日は写真等で確認をさせていただきました。報告のとおりでございます。この案件について質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようでございますので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第60号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。13ページ番号1番は、5番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは吉村委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号1番、〇〇の3筆2, 819㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして13ページ番号2番は、19番 美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは美田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号2番、〇〇の1筆519㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きましてその他の案件について審議を行いますので事務局より説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は244,494.88㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、13ページから35ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして33ページを見ていただきたいと思います。補足ですけれども番号58番です。賃借権の設定ですけれども受人が〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。代表取締役が〇〇〇〇さんでございます。この分につきましては解除条件付きということになっております。よろしくお願いいたします。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、36ページから39ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、全体につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。鐵本委員。

9 番 9番 鐵本です。58番の解除条件ってのがありますけれども、ちょっと勉強のために説明をしていただけたらと思います。知っている人もあるし、何だろうかということもあるし。

議 長 はい、事務局説明してください。

事務局 株式会社とか企業でやっとなる方が農地を賃借するにあたって解除条件付き、それはもし途中で耕作ができなくなったりとか、そういったことになったらきちっと現状回復をして戻すとか、そういう一言条文が入っている。普段も入っているけど特に解除条件っていうのをきっちり守って下さい、ということを示しながら契約をしているということでございます。以上でよろしいでしょうか。

9 番 はい、了解しました。投機の目的とかなんとかで農地を借りたらいけんということが基本にあるということで。借りたのに荒れたまま逃げちゃったとかそういうことがないように。ありがとうございました。

議 長 よろしいですか、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第61号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第61号 農用地利用配分計画につきまして皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。42ページ番号1番は、18番 數馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議長 それでは數馬委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 42ページ番号1番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては4筆2, 984㎡の水田の配分計画で、賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 はい、只今説明がありましたが皆さんのご質問、ご意見を受けたいと思えます。ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議長 數馬委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きましてその他の案件について、事務局。

事務局 42ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、42ページの番号1番から4番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で9筆、13, 240㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、43ページから45ページに記載しております。





議 長            そういうことで。続きまして2番です。説明がございましたがこれについてご意見ございますか。はい、數馬委員。

1 8 番            1 8 番 數馬です。この件について〇〇〇〇〇〇〇代表の〇〇〇〇さん所有の土地に関してですけれども、現在自分の土地について耕作放棄地となっておりまして。場所は〇〇〇〇〇〇です。自分の土地について耕作放棄地ですと放置して、新しくあっせんしてくれっていうのもちょっとおかしい話でないかなと思うんですけど皆さんどうでしょうか。

議 長            わかります。今、地元の數馬委員のほうから〇〇地区内、〇〇地区内に本人の水田が耕作放棄地として荒れたままになっておりながら他の場所の畑をお願いしたいということが来ておるんですけども、おかしいことではないかというご意見でございますが、これにつきましては皆さんのご意見を拝聴させていただきたいと思っております。何か皆さんご意見ございませんか。はい、松本委員。

1 4 番            この方は以前差し押さえになったという経過もあるし、私、〇〇〇の改良区の役員していますけれども賦課金の未納が長期に続いた人で交渉したことがあるんですが、昔のことはよく分かりませんが、農業はやる気のある人だということもある反面いろんな面ですんなり事があったということで、私としては何でもかんでも受けてええのかなという疑問があります。以上です。

議 長            改良区の組合員で、そこの理事長が言われることは間違いないと思っております。私も当時同じ改良区の理事をしておりまして、全て知っておりますけれども中身については今松本委員が言われたことが大筋で合ってるんです。ですから自分の耕作放棄地は何も構わずに再生もしない、他の耕作放棄地を求めていくというのもちょっと矛盾しとらへんかとか私は思うんですけども。他の方のご意見も聞かせてください。事務局。

事務局            ちょっと報告みたいなことになりますが、これを受けたのが12月21日で窓口に来られて名前は把握していたんですけど顔と名前が一致しないまま対応させてもらって、まあいいことをおっしゃると思っていて。で、あっせんて窓口ですから、それはだめですとか拒むこともなく受けました。結局名前を見たら〇〇〇〇〇〇〇と書かれて、ああとになってとりあえず受け付けはさせてもらいました。

それで昨日別件で農業委員会の窓口に来られました。それで別件の話ではあったんですけど、この話にも触れてもう一つ用件頼んどるけん、この分は農業会議に出してもらえるしとおっしゃるし、私も聞いてばかりじゃいけませんので実はどうも農地パトロールで名前が挙がってますので、その分を解消してもらわんと困りますと話はさせてもらいました。それを踏まえて実際あっせんての申し出がありました。片や農地パトロールで挙がっている、でもあっせんて出してきとる。で、話を聞いていると〇〇〇の農業委員会では遊休農地の情報をすぐ見られるそうなんです。で、倉吉では窓口で見られるかいなということで来たんですけど、そういうのはないのであっせんてという形でさせてもらいますということで受けた、という事実を報告させていただきました。何かご意見等があればお願いしたいと思います。



れが良かったのか、今回はなぜだめなのかというところを整理した形で出していかんといけんでないかと思えますけど。以上です。

議 長 ○○かどこかのが出とったでないかな、前。

7 番 そうです。

事務局 記憶にあるのは、○○○です。というか○○の○○○のあるところを入れていった。そこを利用権設定をされたのが初めてです、今年度。令和3年の1月に農業できる登記して。

議 長 ただ、その時には耕作放棄地に自分のは分らなんでしょう。數馬委員も分らなんでしょう、その当時は。農地パトロールで初めて分かって、耕作放棄地で○○の水田が載るとるでしょう。今回これが分かったんでちょっとおかしいじゃないかという意見が出るとるということだけ、去年の場合は分らなんでしょう。

事務局 利用権設定の契約のところの話なので、その農地は荒れていないし問題はないので利用権設定は成立しとると認識しています。今回の場合はその利用権設定前の話で、農業委員を介して新しい農地を賃貸借契約したいという話です。それがどうだろうかというところで、今のところはあっせんする必要はないっていうのが経過です。

議 長 ここに書いてある○、○○の○○○○の畑地を耕作したい、耕作放棄地でも可能って。それだったら自分の耕作放棄地を始末せいやということになるんだよ。他所の耕作放棄地をするなら自分のところを解消してやって。小谷委員どうぞ。

小谷推進委員 推進委員の小谷でございます。私、○○○なんですが、ご近所にですね○○さんにこれは○○の○○だろうと思えますけど、そこの畑を貸されまして1年か2年かは何か作られたそうです。その後ですね、結局荒れ放題というようなことで、何とかちょっとあれだけ言われて畑地を貸したんだけど耕作放棄地になってしまつとると。何とかきれいにしてな、ということをおある貸主から○○さんの方にいろいろお願いをしているんですけど、この○○○○さんは、いや息子に言ってあると。というようなことですねこの3、4年全く同じ荒れ放題の状態になっていて、非常に困っておるということを隣人から聞いております。参考までに。

議 長 はい。実は○○の○○の山の近くでもキウイフルーツ畑をもう10年、20年になるかな。その時は作って最初良かったんだけど、今はもう草ぼうぼうの山の状態で投げております。ですからこの人についてはあちこちそういう状況が起きるとるということで、まとめますと今回はこのあっせんについてはまず自分の耕作放棄地を元に戻して耕作できるようにしてから、もう一度あっせん委員を決めさせてということと位置づけてはどうでしょうか。これを今日の農業委員会の決議として持つておかないといけませんので。

ならあくまでもまず自分の耕作放棄地を解消して耕作できるようにしてから、

きちんともう一度。農地パトロールで出とるからね。そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

(賛成の声)

議長

ではこの件についてはこれで一件落着といたします。

続きまして農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いします。最初に衣笠委員報告して下さい。

10番

10番 衣笠です。相談者〇〇〇〇さんの田んぼ、全部で3筆ほどしか書いてありませんけど見たところ5筆くらい分かれておまして、〇〇〇〇〇〇が令和2、3年と豆を作っていたところですよ。それで誰か借り手がいないかと探したところ、借り手は見つかりました。借り手の方も白ネギ等を黒ボクで作りたいという申し出がありましたので、後は当事者同士で話し合っ頂き利用権の設定をされると思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして、河野委員から。

7番

まず相談者が言われてる土地を確認しに行きまして、ちょうど近所の人がおられまして、現在作っている人がいるということで、闇でずっと貸してあるということ。もう一度その親しい人に確認したですけども、実際に話を仲介してその土地を、〇〇の方から来ておられる人ですけども作っておられる。本人が相談に行ったかもわからんけど、実際にはきちんとした話をしてあるのでその状態のままで貸し借りを継続させてほしいということがありましたので。〇〇さん本人には話を聞いておりません。前もちょっと話をしたところ30分ぐらい話を聞いたですけど、ちょっと最初に言われた事と後で言われてることが整合性が合わんようになってきて、いろいろ周りの人に確かめてみたところ言っていることがあちこちに飛んで違っていることになってくるので、あんまり本当の形で受けとってそのまま話を進めていくと大変なことになるのでそのところ気をつけて進めて欲しいということがありました。ちょっと注意しておきます。

議長

はい続きまして、松本委員。

14番

この物件も〇〇〇〇さんと関連が出てくるんですね。と言いますのはその息子さんが土地を探しておられる。当初〇〇〇〇さんの息子さんということが分からなくて、一緒にこの場所を息子さんと見に行きました。本人は作らんでもないということでしたけども4トン車が置場がないと。育苗センターの辺にハウスの倉庫みたいなを借りとって、そこからトラクターの下に、コンバインの下にくるのに4トン車だからだめっていう話を聞いたとったら、どうにも〇〇〇〇さんの息子さんだという感じがしたもんで。

この場所は結局だめということになりました。ただ、ここは誰も借り手がないだろうと、私の思いでは。ていうのはね草を刈るところがものすごくたくさんある場所なんです。この雑種地ってなるとるのが法面みたいな土地だろうと思うんですがね、これは田んぼ作るより草刈る方が多いみたいな。〇〇の〇〇はまあそういうところがあるんですけども、それが一番ひどいところだって

というのは、〇〇の改良区の理事長にここを案内してもらったんですが松本さんここだけは借り手ないぜってって。きれいになつとるのは農政局が人を頼んできれいにしただけで前は山でしたよ、というような場所です。皆さんもいっぺん見られたらびっくりされるようなところでね。ですから詳しく言うと〇〇〇の〇〇さんが持っておられた土地で、いろんなことがあって農政局が保有しとる条件付きの場所なんで、ちょっと地元の人には借り手がないし買い手がないというので苦慮しとるといところですよ。

議 長           これは私も良く知ってまして、基盤整備の時に検査を受ける前に耕耘を頼まれて打ちに行った所です。それでやおい田んぼ等があって四輪駆動でないと打てないということで。この雑種地は畦畔です、法面の畦畔で別々に登記してあります。水張り面積の田と雑種地の法面そういうところですよ。なかなか大変なところですよ。今すぐどうにかできるところではありませんので、そのままにしておいて下さい。続きまして、塚根委員。

塚根推進委員   推進委員の塚根です。この相談者〇〇さん、〇〇の方なので〇〇にある土地のことは全然分からないと。奥さんの〇〇さんが〇〇から出ておられて、その方は亡くなられておられて、〇〇さんが作っておられました、120㎡。いろいろ聞くけど、この小さな畑借りたってどうにもならんだいなという話でちょっと苦労しておりますが。〇〇〇〇さんが隣接した畑でそんなんも〇〇さんが借りておられて、〇〇さんはもう旦那さんおられんし1人でおられます。百姓はしたことがない方なんでちょっと難しいんじゃないかなと思っております。〇〇さんにもう一度隣接ですけその分もお願いできんか考えてもらうように話をしときます。

議 長           はい、ありがとうございます。続きまして山下委員。

12番           この件につきまして、決まったのが昨日今日の話ですから〇〇さん本人にはまだ連絡はしておりませんが、作り手は決まりました。以上です。

議 長           はい、ありがとうございました。続きまして（4）編集委員会の報告について編集委員長。

11番           11番 室山です。10月8日、11月10日、12月10日の3回会長、編集委員会、事務局の9名で開催しました。掲載内容としましては1ページ目に農地パトロールについて、2ページ目に地域で活躍する担い手さんの紹介、3名の方に取材を行いました。3ページ目は寄付金贈呈式、表彰式、第74号の感想とプレゼントクイズを掲載する予定です。4ページ目は農作業標準料金、賃借料情報を掲載します。現在の状況は農業委員会だより第75号の案ができあがり、編集委員に内容の確認を依頼中です。今後のスケジュールとしましては1月中旬に編集委員により最終校正を行い、1月下旬に印刷発注をして2月末に全戸に配布予定です。その他としまして、農業委員会だよりが昨年ひき続き県代表として全国コンクールへ応募が決まりました。結果は2月末に決定する予定です。以上です。

議 長           はい、それからもう一つ。プレゼントクイズ、ここに景品が来ておりますの

で実際ちょっと電源入れてみて下さい。今年はスーパールミエX、LEDライト。どこにでも挟んで置くこととなります。これが5台提供してもらえます。続いて(5)。

事務局

農地利用最適化業務活動日誌の提出についてということで、あっせん活動を皆さんにご協力いただいております。その都度日誌を提出していただいておりますけれども、12月まででまだ提出していないものがありましたら提出をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長

後で残ってもらおうと思いましたが、県外視察に参加されます方。ここで言います。市のほうから県外研修は止めてくださいという指示がありましたので今回の研修は中止とさせていただきます。あちこちでオミクロン株が発生しておりますので。夏頃に今年は早めに、収まったところにさっさと行ってさっさと帰ってきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

(7) 農業振興地域整備計画の全体見直しについて、農林課のほうでお願いします。

農林課

農林課の中嶋です。お時間をいただきありがとうございます。資料の8ページをご覧ください。倉吉農業振興地域整備計画の全体見直しについて連絡とお願いです。倉吉農業振興地域整備計画の全体見直しを令和4年から令和5年にかけて行います。全体見直しは概ね5年に1回行うことになっており、前回の見直しから4年が経過してこの度農業振興地域整備計画の全体見直し作業に今入ったところ です。

次の項目に除外または変更できる土地の要件を挙げていますが、現在分かっている分については除外などの作業の中で反映していきたいと思ひます。必要なものは取り込んでいきたいと思ひますので皆さんよろしくお願ひします。農業地域から除外できる土地の主な要件は1から4番、編入できる土地の主な要件は5番から9番に挙げているところで、これはいずれもさらに関係機関との協議などによって認定を受けてから手続きが完了します。

皆さんにご周知いただきたいところは農業地域の除外等個人の申し出の受け付け停止についてです。通常、個別の変更申し出受付を毎年随時行っています。しかしこの計画の全体見直し期間中については、関係機関との調整や意見聴取等のため個別の申し出の受付を停止します。停止期間は令和4年8月1日から令和5年3月31日まででこれはあくまでも予定 です。注意していただきたいこととして、受付停止期間については見直し作業の進捗状況によっては変更する場合があります。見直しの完了が予定より遅れる場合はその完了まで受付の停止は継続しますのでご了承ください。見直し完了後に受付をまた再開いたします。通常の個別と違って倉吉市全体の面積が大きいので、日数と時間がどうしても掛かってしまいます。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。また、全体見直しの中で農業委員会を含めて関係機関に意見聴取することになっているのでその際は皆さんご協力ください。

全体見直しの周知方法ですけど、市報の2月号に載せま すしあとホームページにも今月出す予定です。農振除外の手続きを行政書士さんがされることが多いので県の行政書士会のほうに通知を出して周知していただくようにしています。以上、よろしくお願ひします。

議 長 8月1日以前だったら申し込みできるってこと。4月入ったら4、5、6、7月の間にここを除外して欲しいですという申し込みはええだな。

農林課 そうですね、個別は7月までで。

議 長 そういうことですので、もしありましたら皆さん早めに。質問等ありますでしょうか、よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようです。どうもありがとうございました。(8) その他、事務局。

事務局 2ページになります。農業委員会会議次回2月と3月と会場が違いますので注意してください。この会場が確定申告でどうしてもずっと使われて難しいということで、とにかく2月と3月は記載してますとおりの会場になります。改めて開催文と議案に出ていますので、きちっと見ていただいて対応して頂きますようよろしくお願いいたします。

議 長 2月と3月は場所が違いますので、必ず確認して会場のほうに来て下さい。よろしくお願いいたします。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないようですので、本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会といたします。

— 午後4時40分 閉 会 —